



日本記者クラブ
シリーズ企画「3.11大震災」

「規制の虜」と「人災」 ——国会事故調最終報告

黒川 清
国会東京電力福島原子力発電所事故調査委員会
(国会事故調) 委員長

2012年7月6日

国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の黒川清委員長が会見し、前日に国会提出した最終報告書の意義を強調した。

とにもかくにも、膨大な調査に基づいた報告書だった。菅直人前首相ら当時の重要証人 38 人からの直接公開聞き取り。1,000 人超の非公開聴取。東電や原子力安全・保安院などへの 2,000 件超の資料請求。関係市町村のタウンミーティング。2 万数千世帯に対する住民アンケート（1 万 633 人が回答）、そのうちの 8,000 人超が自由回答にコメント記入。3.11 に現場にいた作業員ら 2,400 人超のアンケート。

会見では、このデータから調査委が引き出した事故原因、背景についての的確な説明があった。事故を「人災」と断定し、その背景に本来規制すべき当局が規制を受けるべき事業者の「虜」になる、という逆転現象があったことを明らかにした。

すべての質問に的確な答えが返ってきたわけではない。ただ、黒川氏が繰り返し語るように、憲政史上初の本格的な国会の事故調査委を作り、行政監視を強化する、との結果を出した、ということがデモクラシーのプロセスとして極めて重要だった、とはいえるだろう。提言がどう生かされるのか、これもまたプロセスの一環として追っていきたい。

国会事故調事務局の宇田左近・調査統括も同席した。

司会 日本記者クラブ企画委員 倉重篤郎（毎日新聞論説委員長）

日本記者クラブ Youtube チャンネル

<http://www.youtube.com/watch?v=X8igI20rl0s&feature=relmfu>

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会：倉重篤郎・企画委員（毎日新聞論説委員長） きょうは、国会事故調の黒川清委員長に来ていただきました。国会事故調では、昨日、衆参両院議長に報告書を出しました。夜7時からの記者会見では、質問が多く出て、2時間の予定だったものが3時間近くになり、関心の深さを物語りました。

きょうは、あらためて当記者クラブの求めに応じて来ていただき、きのう出した報告書の概要と意義を黒川委員長からお話いただき、そのダイジェスト版の具体的な中身を、今回の調査統括責任者である宇田左近さんからご説明いただきます。

黒川清・国会事故調委員長 このような会に呼んでいただきましてありがとうございます。けさの新聞、それからきのうの夜もそうですが、日本の憲政史上初めての国会からコミッションされた独立の調査委員会ということでありまして、約6カ月という短時間で、非常に大仕事でした。やったことがないことで、スタッフともども苦労しました。

スタッフについては宇田さんに調査統括ということで電話でお願いしたところ、快く引き受けていただき、きょうは皆さんとも調査結果を共有する場所を与えられて、うれしく思っています。

1年ぐらい前だったと思います。去年の3.11の後の5月、ここに呼ばれてきたときに、こういう世界的な大事故は、世界の原子力の動向をみてもそうですけれども、科学技術先進国である日本でこんな大事故が起こったということに世界は恐怖を感じ、結果的に各国のエネルギー政策に大きな影響を与えました。日本で何が起こったのか、世界が注目しているという話をさせてもらいました。

米チャレンジャー号の事故や9.11の時もそうでしたが、アメリカは年間に120~130本の国会からの独立した調査を行っています。今回、福島事故についても、2年間の独立調査委員会を立ち上げています。

欧米で常に行われていることが日本ではできていない。国会がやはり独立した国際的なコミッションをつくるべきだ、という話をその際いわせていただいたわけです。中には、そういうことに理解を示す国会議員さんも何人かおられて、これが法制化されて1年の時限立法ということで、この委員会が設置されました。私が頼まれるとは思っていませんでしたけれども、もし頼まれたら断るのはまずいなあ、という話で受けさせていただきました。

同時通訳入れて世界に発信

この6カ月、憲政史上初めてということで、もう実にいろんな制約がありました。1つの調査報告書にまとめることができたのは、10人の委員がそれぞれ連れてきた自分の仕事を手伝う調査員など、本当に宇田さんを中心にした多くの人たちの協力

があったからできたことなので、そのお話をさせていただきたいと思っています。

今回の事態で日本という国の信頼は失墜しましたが、これを止める第一歩として、独立した調査委員会を極めてオープンな形で20回やりました。

当時の菅直人首相、枝野幸男官房長官、海江田万里経産大臣、松永和夫経産事務次官や原子力安全・保安院の長だけでなく、東電の勝俣恒久会長、清水正孝社長ら要人も聴取はオンラインでオープンにして流しました。1回目の委員会以外は全部英語の同時通訳を入れました。世界中で見られていますよ、とおことわりしたうえでいろいろ質問しております。

そのほかに、1,000人以上の方に、大体900時間ぐらいのヒアリングをしました。いろいろな資料、ビデオ、議事録などもみさせてもらって、できるだけファクトをもとにした報告書にしてあるということでもあります。

この6カ月の間、国会議員、あるいは政府の関係者からは調査については一切の関与はありませんでした。もちろん事務的なコンタクトはいろいろありますが、接触報告をしなければならないことになっていたので調査への干渉はないようになっていました。国会議員の方々にも非常に感謝しています。これをどういう形で国会に届けるかということも、委員の人たちと十分相談しまして、「7つの提言」というものにまとめて、きのう、国会の両院議長に提出しております。

この「7つの提言」を実現するというのが国会議員の責任であるし、そのためには、国民の支援を受けて、この「7つの提言」で出したシステムを組み込むことが世界に対する国家の信用回復の第一歩になる。きのうも、こうした立法府が行政府のチェックをするというプロセスが極めて大事だ、ということも、国会議員の方々にも、両院議長にも申しあげました。

これらの提言の実現を可能にするために、皆様のようなメディアの方々などが、国民に、こういうプロセスが極めて大事だ、民主制度の立法府の機能強化という意味では極めて大事だということをお伝えさせていただきたい。国民の選んだ国会議員の役割は、立法府として政府の機能をちゃんとチェックすることだよと。特に原子力発電所の事故のような、世界にとって極めて重要な問題については、国民のため、世界のため、日本の将来のためにもできるだけ公開の場で、議論し、実現してほしいというのが、私たちの気持ちとして、この報告書をまとめさせていただきました。

宇田左近・国会事故調事務局調査統括 今回の調査委員会、調査側のまとめをしています。12月に黒川先生からいきなり電話がかかってきて、何だかわからないままに、憲政史上初めての経験だということで引き受けました。

もともと、マッキンゼーというところに10何年おりました。その後に郵政の民営化にかかわり、

日本郵政で役員を3年ほどやったことがございます。

その後、銀行のCOOをしたりしておりました。きのう、報告書の公表後に行った記者向けのブリーフィングの中で、ある記者から「おまえは何者か」といわれましたので、きょうは最初に申しあげておきます。

きょう、これからお話することは、皆さんのお手元にある報告書の要約版の中に全部入っています。

最初に、今回の委員会でございますけれども、委員会法第一条というところに、「もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資する」、こういう文言があります。「国会による原子力に関する立法（機能の充実強化）」に続いて「行政の監視に関する機能の充実強化」とある。

このことは一体どういう意味なのかということ、この6カ月間、ずうっと委員と一緒に問い続けてきました。我々が提案するのは国会に対してであり、国会に対して何をいえばこれが満たされるのか、ということは、常に議論の原点だったと、考えております。

委員が各自執筆、調査

体制を簡単に申し上げますと、この委員会というのは、10人の委員、黒川委員長以下9人の委員で成り立っております。

特徴でございますけれども、政府の委員会などは、いわゆる事務局というところに官僚がいて、上に学者の先生たちが並んで、官僚のつくってきた報告書に対してああだこうだという。しかしながら最終的には官僚のいったとおりの報告書になる、というような委員会が多いわけでございます。あるいは事務局と委員の議論が切り離されていて、委員が議論したこととは別に報告書がつられていくということが往々にしてあるわけですが、今回は、委員の方々がそれぞれ自分たちで執筆をしています。自分たちの、得意の分野がございますので、自分の協力調査員というのを連れてきて、分析し、その結果を報告書としていく、これを5カ月、6カ月続けてきたわけです。

そうなりますと、今度は縦割りになる可能性がある。つまり、どういうことかということ、石橋克彦委員は地震学者です。田中三彦委員は元原子炉のエンジニアで科学ジャーナリストですので、原子炉に関して詳しい。崎山比早子委員は放射線医学系の方ですし、櫻井正史委員は元検事長。田中耕一委員は分析化学者、蜂須賀禮子委員は大熊町商工会会長、横山禎徳委員は元経営コンサルタントで社会システム・デザイナー、野村修也委員は弁護士、大島賢三委員は元の国連大使です。

それぞれの方々が、得意分野があり、調査をし執筆をしています。ただ、黒川委員長が最初に委員の方におっしゃったことですが、この事故

調査報告書は、それぞれがそれぞれの名前で書くような報告書ではなくて、1つのメッセージを委員会としてまとめて提示をする、ということです。それぞれの方が執筆するのですが、最終的にはそれぞれの共同責任で、すべての委員が、この報告書に示されたメッセージに対して責任を持つ、こういう形にしております。

例えば、ケメニーレポートというスリーマイルアイランド事故の後のレポートとか、9.11後に出されたレポートなど、コミッショナーがいて、それぞれいろいろな専門分野の方が議論をされて、その中から1つの骨太のメッセージを出していく、こういうプロセスで作成されるわけですし、今回の報告書でも、事務局はそれをお手伝いする、こういう立場で参加しました。

それぞれの委員の方々が執筆するという意味で完全に委員主導の委員会です。

当委員会の役割は、直接・間接の事故原因を究明するための調査や被害の直接・間接の原因を究明するため調査を行い、「もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資する」というものでした。

最初に、国会の先生方から、この委員会への期待ということで6つのこと（委員会設置の基本的考え方①～⑥）をいわれてございます。①「脱原発か、原発推進かという結論ありきではなく、専門家による冷静、客観的かつ科学的に独立した検証をすること」。つまり、エネルギー政策そのものが最初にあるのではなくて、事故の原因から検証をしっかりと進めていってほしいということです。

千人の非公開聴取、2千件の資料請求

それから、②「徹底的な情報公開を原則としつつ、事故原因の究明と真相究明という目的を害することのないよう、公開の是非について適切に判断すること」。全部のプロセスを公開すべきだとか、すべての内容を公開すべきだという議論もございますが、一方で、そうなると、真相究明ということと遠くなっていく面もございます。ここは非常にバランスが重要であると考えました。したがって、委員会では38人の参考人のヒアリングを公開で行いましたけれども、残りの1,000人超の方々は、非公開でヒアリングをしています。

この30数人の方々は、当時責任あるポジションにいた方であり、我々との討議の中でどういう答え方をするのかダイレクトに国民にみてもらう。この方々がどういう方なのか、それを直接判断してもらう必要があると考えた方々です。しかしながら、その方のいっていることが本当なのか、その背景の事実はどうなのか等、関係者に確認することが膨大にございますので、そのヒアリングは、非公開で行いました。例えば政治家については当時の補佐官は非公開でヒアリングをしています。

③「世界全体として原発事故再発防止のため、世界的視野に立つことを重視すること」、④「原子炉

の構造上の安全ではなく人間の安全保障を重視した調査を行うこと」、⑤「地震大国、津波大国における原発という視点からの調査を行うこと」、それから最後ですけれども、これもまたさっきの「もって」というところに近づくわけですが、⑥「三権分立における国会の役割を再認識する契機となることに鑑み、提言型かつ、未来志向の調査を行うこと」。このような6つの点が期待されたわけです。

調査として何をやったかは、要約版の中にも書いております。19回委員会をやりまして、きのうが最終回で20回目をやりまして、38人を参考人として招致しました。それから、資料請求をしております、これは東京電力であり、原子力安全・保安院であり、その他いろんなところに対して2,000件以上の——件数で2,000件なので、資料数としては多分、膨大な量でございますが——資料請求をしています。

発電所関係の視察、それから被災地については双葉郡の12市町村に委員が少なくとも1人から2人は必ず行きました。それから被災地などでの3回のタウンミーティング、これは出席可能な委員全員の参加でございますが、住民の方400人以上が参加しました。

また、被災された住民の中の2万数千世帯に対してアンケートを行い、1万633人の回答を得ております。特にこの中で8,000人以上の方からは、自由回答欄というところにびっしりと文言をいただきました。さらに431人の方からは、封筒の裏とか、それから紙を追加していろいろな思いを伝えていただきました。

そういう思いをできるだけ国会に伝えるということも我々の役割ではないかと考えて、今回の報告書の別冊にまとめております。

そのほか3.11当時に、発電所にいた東電の従業員、それから、協力会社の人たち2,000人以上にアンケートをしております。

被災地のタウンミーティングですけれども、これは最初、双葉町の住民の方々の方が避難しているところで行ったわけですが、そこでははっきり覚えているのは、最初に、我々が行くと、「何しに来たか」というような雰囲気だったということです。政府の事故調だと思っただけで、事務局の私も、「霞が関か」とかいわれたのでございますが、「いや、これは民間人を中心にした国会の事故調です」ということをお話している間に、その位置づけとか、そういうことを十分ご理解いただいて、最終的に非常に建設的な意見をいただきました。

保安院長の沈黙が意味するもの

委員会に招致した主な参考人は、官邸からは当時の菅総理、枝野官房長官、海江田経済産業相の3人でございます。ほかには経産省の松永前次官、それから原子力安全委員会の班目春樹委員長、原子力安全・保安院については広瀬研吉元院長、事故当時の寺坂信昭前院長それから深野弘行現院長、

東京電力の当時の責任者などからヒアリングしました。

深野院長のインタビューのとき、印象に残ったことですけれども、実は3月に技術的知見というのをまとめられました。原発の安全に対して非常に重要である30項目を原子力安全・保安院がまとめられました。しかしながら、その後の政府の安全基準を策定する過程では、その中の15項目だけが取り上げられて、そのほかの15項目につきましては、事業者任せるといような形におさまった。その場に深野さんはいらっしゃったわけです。なぜそのときにこの30項目が本当は原子力の安全にとって大事なんだということをいかなかったのかということについて委員から質問が出たのですが深野院長は、明確に答えなかった。

「規制の虜(とりこ)」と申し上げましたけれども、その原因の1つとしてあげられている、経産省の一種の下部機関的な原子力安全・保安院の限界を、垣間見ることになったわけです。まさにそういう状況であるということ、委員が申しあげるのではなくて、世の中の人が直接みる、こういうことが意味のあることだったのではないかと考えております。

調査の内容につきましてですが、これは報告書の中にすべて書いてございます。調査の結論として10項目挙げてございます。この10項目については、委員全員で結論として共有認識としたものです。それから、7つの提言についても、1つ1つ、何度も何度も委員の間で議論して、確認をいたしました。このプロセスというのはほぼ2カ月から3カ月かかった。最初のドラフトができたのが3月の半ばぐらい。6月の多分20日ぐらいまでだったと思いますけれども、まあ7~8回ぐらいですか、ドラフトが更新され、それに至る過程、それからそれをつくる中で、委員から意見が出て、事務局もそれをまとめ、一緒に議論をしていった、ということで10項目と7つの提言という形でまとまったということでございます。

これは報告書をみていただければわかりますが、まずは、認識の共有化ということをしました。委員全体の、共通認識としては事故が継続しているということです。まだ終わっていない。原発の建物もそうだし、施設も非常に脆弱なまま放置されているわけでございます、これに対しての手当で、それから被害を受けた住民への対応というのは、いますぐにでも対応を続けていかなければいけないものである、こういう共通した認識です。

この事故報告が提出されることで、事故が過去のものとしてしまおうということに関して、委員全員が非常に危惧を持っているということです。

したがって、今回の提言の7に、このような臨時の調査委員会を、第三者委員会として、継続していくべきだという提言もしております。テーマとしては、今回未解明だったこと、それからバックエンドのような国民的な関心も高く、影響も大きい話、それから収束のプロセスの監視、検証。最

初の未解明なところというのは、実際に炉をあけてみないとわからないことがございますので、それに至るまでの間、ずっと目を光らせるところが必要だということ、このような共有認識を委員全体で持ちました。

事前対策のチャンスあった

本報告書では事故の根源的な原因ということと、直接的な原因というのを分けております。今回、事故原因を人災としていることがきのうから新聞などで書かれています、我々の考えている人災の意味は、この事故の根源的な原因から来ているものでございます。

歴代の規制当局と東電との間で、津波対策、それから耐震対策、それから炉心の損傷に至るような苛酷な事故が起きた場合の対処方法など、過去に何度も何度も見直しをする機会というのがございました。その事実関係はすべて報告書本編の中に書いてあります。

例えば耐震工事ですと、東京電力は、耐震工事が必要であるという認識を持っておりました。予算もつけてございました。しかしながら、1号機から3号機は1つも手がついていないという状態でした。

このような耐震工事の必要性は、指摘もされ、わかってもいた。原子力安全・保安院も、これが遅れているということもわかってもいた。にもかかわらずそれが進んでいなかった事実が判明しました。津波についても、2006年に溢水の勉強会の中で、原子力安全・保安院、それから東電の間で、津波で水没した場合に全電源喪失になる可能性があるという議論がなされております。しかしながら、それに対する対応は何もとられなかった。

シビアアクシデントについても、規制を受ける側から、このような形で自主対応にしてほしいというような申し送りがされて、しかもそのとおりになっている。結局のところ、自然災害に対してのシビアアクシデントへの対応はとらなくてもよい、ということになりました。

原子力安全委員会が、長時間のSBO（ステーションブラックアウト＝全交流電源喪失）というのは、起こらないのだから、それは考えなくてもよしとし、しかもその理由について事業会社に作文を依頼していたことも判明しました。こういうやりとりの中で、当然、津波あるいは地震、それからシビアアクシデント対策について、なすべき対策を行う機会があった。適切な判断をして実行していれば対応ができたにもかかわらずしてこなかった。結局3.11の福島第一原子力発電所はそういうものに耐えられる状況ではなかった。

事前に対策を立てるチャンスがあったことを鑑みれば、今回の事故は自然災害ではなくて、明らかに人災ではないか、こういうことで人災といういい方をしてございます。

これらの理由として我々が申しあげたのは規制

をする側と規制される側の関係が逆転してしまっていたことです。特に原子力業界は、ご案内のように、情報が事業者側に寄る。それから、規制する立場の原子力安全・保安院は、推進側の経産省の下でもあり事業推進側の事業者に対して強いことはいえない。規制をするに当たっては、原子炉の既存の炉が止まらないように、それから過去の訴訟に影響がないようにという、非常に強い事業者側の希望を受け入れる形で本来規制すべきものが自主規制になっていく、こういうプロセスが克明にわかったわけです。

それをもってして、いわゆる規制する側とされる側というのは逆転関係になっているという見方をすべきではないだろうかと思しあげました。シカゴ大学のステイグラ教授が「規制の虜（Regulatory Capture）」という規制される側が規制する側を虜にしていくという理論を、述べられているわけですが、ほぼそれに近いような状況が起きていたわけです。

これは過去、もう10年、20年にわたって起きていたわけですが、特にこの10年ぐらい、世界の原子力事業でもテロ対策なども含めていろんな安全対策が考えられてきたにもかかわらず、日本では事業者側は既存の炉を動かしたいということで、規制する側も新しい知見を導入することがなかった、これが根源的な原因ではないかと結論づけたわけです。

本当に津波が原因なのか

直接的な原因ですが、これは、東電は、想定外の津波であるというようにいい方をしております。政府の中間報告も、基本的には地震で損壊したということはいえないのではないかと、という論調になっております。

我々は、そんなに早く実証もできないのに津波と断定していいのかという基本的な問題意識を持ちました。地震か津波かどっちか白黒つけるというのは非常に難しいことでして、実は、安全上重要な機器というのは、ほとんど原子炉建屋あるいは格納容器の中ですので、これはまだよくわからない。かなり時間がたたないとわからないという中で、東京電力の場合には、5号機を目視して、ほぼそういうような地震での損壊はないだろうと。それからパラメーターをいろいろみて、そのような漏れというのはないのではないかと断言しているわけですが、本当にそういえるのかということをお我々は申し上げています。

地震でやられた可能性も否定できないということに関しては、いま、我々はそこまでしかいえない。それ以上のことは、今後の検証ということで引き続き、先ほどもいった未解明の事項の検証ということで続けていっていただきたいと考えているところです。

謙虚に、地震についても、耐震工事もしなくて、どうなったかもわからない中で、津波と断定すること自体が危ないのではないかと。だから、そこは

我々としては、今後とも東電はよくみるべきであるし、政府もちゃんと検証していくべきだ、こういうスタンスでございます。何か我々が地震であることの証拠をみつけて、津波対地震の論争にピリオドを打つたみたいなこととは違いますので、そのところは誤解がないようにと思っております。詳しくは報告書に書いております。

現場は精一杯やった

運転上の問題ということにおきましては、人災といえますと現場の作業員が間違えたととられる方もございます。今回の我々の評価におきましては、現場の作業1つ1つがどういう状況の中で行われたのかということ、詳しく検証しております。

当時の官邸からも、あるいは東電の本店からみても、なぜベントはできないのか、なぜこんなに時間がかかるのかとか、海水注入に何でこんなに時間がかかるのかというような見方がされましたけれども、実際に現場の作業場では、ライトが暗く、マニュアルがなく、あるいは訓練もされてない状態だった。作業員は一回も「非常用復水器」(IC)というのはさわったこともないし、それから図面も整備されてない。一方で線量がどんどん高くなっていく。こういう状況の中で作業をしているわけです。しかも、通信手段もない。1号機が爆発した後は、次、どれが爆発するかわからない。3号機の爆発で2号機の注水ラインというのすべて使えなくなったとか、いろんなことがあるわけです。

そういうことを1つ1つ、どこでどういうことが起きたのかを確認をしながら、検証しました。その結果これはそもそもそういうことに対して準備をしなかった東京電力の組織的な問題である、と結論づけております。そういう脆弱性がわかっていたはずだと。そして、脆弱性がわかっていたんだとすると、そういう対策というのは、本店の責任でもあり、幹部の責任でもあるということで、これは、組織的な問題である、という形で結論づけております。

それから実際に事故が起きたときに、官邸の危機管理体制の問題というのはどうだったのかということ。これは、官邸5階というところができて、その機能がどうだったのか。原子力安全・保安院というのが原子力災害対策本部の事務局になって、そこが機能しなかったということもあります。そういうところが緊急時に備えがなかったということで、直接的に現場に干渉するというようなこともありました。

ただ、もう1ついいますと、東電もそれによって責任回避というか、責任を逃れるというような動きにもなるわけございまして、こういう中で双方の責任が非常にあいまいになっていった。

今回の我々の提言の中でも、緊急時の政府と事業者の責任体制というのははっきりさせるべきではないか、ということをお願いしております。

避難指示も役所の準備不足

被害の拡大の要因ということで、避難指示についてですが、初動として、緊急事態宣言が2時間遅れたということがございますが、一番の問題は、住民側に事故の情報がほとんど伝わっていないということです。

1万人のアンケート結果をみましても、着の身着のまま避難をしなければならなかった人たちが、それから、あるいは10日間以上屋内避難をさせられた、あるいは避難をしてみたら、その線量が高くなった。それから、6回以上も避難を繰り返したというような人たちがたくさんいるということが事実として判明した。

情報を出した側と、受けた側というのを比べてみると、出し手がよかったと考えていたことでも果たしてそれがよかったのか、実際はかなりいろんなことで問題だったということがわかってきた。

その辺の問題点につきましても、避難の仕方、それから事前の避難ゾーンというもののつくり方、やっぱりこういうところの事前の問題というのが非常に大きいと考えております。

住民の被害状況でございますが、これは、いまだに事故は終わっていないという報告書の最初に申し上げた認識もここから来るわけございまして、いまだに事故が続いているということです。生活基盤が失われている。政府の側の発表する情報も、1ミリシーベルトとか、何ミリシーベルトということが、一体それは個人にどういう意味があるのか、これがなかなかわからない。したがって、こういうところに抜本的に、しかも早急に手を打つべきではないかと、このようなことも共通認識として持ったわけです。

それではどうすれば解決するのかと考えたときに、1人の人間を代えとか、だれかの責任に帰すというようなことで果たして解決するのかというと、多分違う。そもそも「規制の虜」であるとか、逆転関係が生じた理由に戻って解決をしなければいけない。特に、それは組織とか制度の問題であり、事業者、規制当局、それから全体の法規制の問題が大きいのではないかとということで、問題解決の視点として整理をしました。

この問題解決の視点をもとに、「7つの提言」を行ったわけです。

1つは、規制当局に対する国会の監視です。新しい規制組織がいまの段階ですぐ高い独立性を確立できるのかということを考えてみますと、これは国民が監視をしていかない限りは、形だけをつくってもなかなか難しい。過去数10年にわたってできてきた規制の虜ですね、こういうものは急には変わらないという強い認識を持っております。そこで、提言1として「規制当局に対する国会の監視」、すなわち、常設の特別委員会などで監視をしていくことを提言しています。

提言2は、「政府の危機管理体制の見直し」です。実際にいざというときに執行力のある人たちが必

要であり、こういう場合に、事業者とそれから政府との間での最終的な責任を、どこが何を持つのか、これもはっきりさせておくべきだろうということで、提言をしています。

提言3は「被災住民に対する政府の対応」。これは生活基盤回復のために一刻も早い対応が必要ということ。それから、住民の側に選択肢があるように、という提言をしています。

メディアも継続した監視を

提言4は、「電気事業者の監視」。アメリカで原子力発電運転研究所(Institute of Nuclear Power Operations; INPO)という民間の機関がございまして、安全を高めていくというような、相互監視、安全向上に対するインセンティブがある機関だと思っております。このような組織がつかれないか。

それからもう1つは、今回は東京電力の経営側の問題がクローズアップされました。経営側が果たして本当にリスクマネジメントをやっているのか、チェックできるように立入調査権を持った組織をつくるように国会が主導する。必ずしも国会につくるということではないのですけれども、国会が主導してそういうことも考えてほしいという提言をしております。

提言5の「新しい規制組織の要件」については、我々としては実態として機能する規制組織の在り方に重点を置いています。委員の選定のプロセスの透明化、それからノーリターン・ルールについては、本当にこの組織、安全にコミットをする人材を中心とすることが重要であるということです。

提言6は「原子力法規制の見直し」。これは、国民の安全と健康を守るということを第一に、全体としてそれを目的とした法体系に、見直していくべきという提言をしています。

提言7は「独立調査委員会の活用」。事故は継続していることから今回の調査委員会のような委員会を、ぜひ継続して続けていっていただきたいと思っ、この提言の7を申しあげています。

最後、「提言の実現に向けて」。これは昨日委員一同、国会に対して、ぜひこれを実現してほしいということで申し入れをしたわけでございますけれども、実際には、国民が目を光らせるという以外にはないわけでありまして。メディアの方々も含めて、ぜひ継続してこういう提言が実現できるのかどうか見届けていただきたい。

それから国会がそういう監視をするとしたら、技術的な面のモニタリングはどうなのかということもございまして、それらを要約版の付録の2に書いております。そういう付録の2のようなことが実際に行われているかどうかは、国民も監視する、またメディアにも監視を続けていっていただきたい、こういうことが委員一同の願いです。

ひとまず終わらせていただきます。

《質疑応答》

司会 はい、ありがとうございました。司会者として1つの観点からだけ、質問させていただきます。

今回の報告書の最大の特徴は、やはり人災と断定したところだと思います。我々も、うすうすそうではないかと思いつつも、証拠がなかった。今回は1,000人にわたるいろいろな事情聴取から、いくつかのファクトを根拠として取り出して人災と断定した形になっております。よくぞこれだけのファクトをみつけ出したと思うんですけども、一方で、この10年間、彼らはそういうことについての議論をそれしかしてなかったのかということにもなると思う。これだけのファクトが証拠として十分なのかどうか。あるいは本来はもっと証拠があったかもしれないけれども、この半年間では、そこまで追いつけなかったのか。調査団として、その辺の感想をお聞かせください。

規制の虜について10数件の証拠

宇田 本編の第5部に、その規制とそれから事業者との間のやりとり等々に関して、かなり克明に、かなりのページ数を費やしております。

例えばまず、新しい耐震基準をつくる時、それから耐震のバックチェックというのをしているということに関して、それを遅らせていった。それから、シビアアクシデントは自然災害には適用しなくてよい、というようなことがございます。それから、プルサーマルをめぐっては、これに対する津波評価について県に報告をしなくてもいいのではないかとということで報告しない、そういうこともございます。

こういうことの1つ1つを、電気事業連合会の議事録に書かれておるものを中心に、ヒアリングを行い検証していきました。件数としては多分、10数件についてそれぞれ議事録か、メモをベースにして、その関係するヒアリングを行っておりますので、「規制の虜」ということに関して、事実関係としては押さえられたかなと思います。本編をみていただくとその辺のところは……。

司会 それからもう1つ印象的なのは、まさにいまおっしゃった、「虜」という言葉。これは単なる癒着とか、なれ合いを超えた、要するに本来規制すべきものが規制される対象からすべて、コントロールされていたという非常に強い表現です。その「虜」の背景、最大の理由は、天下りなのか、それとも情報の格差なのか、その辺、調査されて感じたことをお願いいたします。

宇田 我々も最初、「なれ合い」というような言い方もあるかなと。「もたれ合い」とか「なれ合い」とかですね。ただ、この関係というのは、すべてやはり事業者側がこういうふうにしてほしいとい

うような要望を出すと、規制側が最初は何かいつているんだけど、最終的に出てきた規制というのは事業者のいうとおり、事業者が最初に要望したとおりになっていく。これは一体何なんだ、こういうことだったんですね。

この「虜」というのは、1つは明らかに原子力というところが、特殊なクローズドなプレーヤーで、外からわからない。みてもわからない。よく関係者だけでやっているんじゃないかというような話がありますけれども、なかなか外の人からはわからない世界であるというようなこと、これがまず1つございます。

それから、知識レベルというのが、結構高いレベルが必要で、その知識は、現場の中で生まれていくということが多いので、規制する側というのはどうしても知識については事業者の後追いになる。もう1つは原子力推進がまずベースにあって、推進の中での安全というようなことを考えている。これは昔、原子力安全・保安院にいらっした方とか、いろんな方にヒアリングをしたんですが、基本的にはすべてどうやったら前に進められるのか、ということを前提に考えていた。

それからもう1つは、先ほど申しあげましたように、原子力安全・保安院は経産省の下部というか、1つの機関であるところなので、あまりそこで規制について強きうと、どこかへ行ってしまおうというような、こういう圧力もあったのではないかと。やはり事業者は、監督官庁と事業者の関係というのはより強いものがございますので、とてとても規制当局、原子力安全・保安院がそれに衝突いて、何か規制をするというような環境でないというような状況が少しずつですけれども生まれて、最後はもう完全な「虜」状態になった、こういうことではないかなと考えております。

司会 私からは最後ですけれども、これだけの人的災害であり、かつ「虜」にもなっていたという認定がありますと、やはり、規制官庁のほうがどういう背景があろうとも、やはり相当の過失があったと。この過失を認定して、最終的な責任をどこに持っていかうというプロセスがこれから始まる可能性があるんですけども、そのことについて、黒川委員長のご見解をお願いいたします。

責任問題は大局的な見地から

黒川 スリーマイルアイランドのいわゆるケメニーレポートをみていると、あまりにもいまの状況と似ている。レポートの書き方も非常に参考になりました。

実は、あれ以来アメリカの場合はいろんな苦勞を乗り越えて、規制当局、それから原子力の事業者、政府の役割というのが、自律的に、それぞれが監視しながら、国民全体にいかにして信頼を勝ち取るかということで、お互いに緊張感があるやり方を自主的にやっているんです。チェルノブイリの後には、世界原子力発電事業者協会 (WANO) とい

う各国の原子力の事業者たちが連盟をつくりましたが、アメリカの場合は、原子力発電運転研究所 (INPO) というのをつくってお互いに監視をしながらやっている。

規制当局は必要な規制をしているが、事業者はそれぞれがさらに優れた方向に向かうということを自分たちでやっている。

私は「はじめに」に書きましたが、少なくとも1960年ごろから日本に原子力が入ってきたときから、日本は経済成長を遂げてきた。それからできてきたのが、いわゆる自民党の一党独裁と、それから産業界と、政治という役所と、それからメディアも学界も、すべてが一体となってきたわけですね。

日本が成長してきたのは、冷戦という枠組みであったんだけど、成長から来る「自信」が次第に「おごり」になり、「慢心」になってきた。だから、規制当局と財界、財界もしか地域独占ですから、東電なんか一番トップですよ。そういうところのなれ合いは、そこだけではなくて、もちろん政治、その献金、それからメディアも、学者もそうです。民主党にしても政権交代が起こってたった1年半というところで起こったという、事故のいろいろな背景があるわけですし、民主党にしても、労働組合、特に電力会社の労働組合はまた別の歴史があります。そういう大きな大局観からみてほしいということをお願いしています。

一体日本のガバナンスはどうなっているのかということの世界が疑問を投げかけているときに、立法府がこういうことを立ち上げてくれたということは、世界からみた日本の国のガバナンスそのものについての回答を出せる1つの機会だったのではないかと。私たちが国会議員にもお願いしたのは、こういう反応を受けとめて、一歩でも進めてほしいということ。それを世界がみている、ということ。これが一番大事なプロセスじゃないかと、私は考えています。

質問 黒川委員長に、本音でお伺いしたい。国会の事故調というのは、ほかの事故調と比べて強い権限があることが大きな特徴ですよ。その中で、証人喚問を一度もやらなかった。例えば菅首相に対して証人喚問をすることによって、水掛け論になったままの東電の撤退問題なども白黒はっきりつけられたはずではないでしょうか。背景に偽証罪というものがついていけば、どうしても本当のことをいわざるを得なくなる。なぜ証人喚問をやらなかったのか、要望しなかったのか、その辺のところを本音でお伺いしたい。

黒川 このような独立した調査委員会、先ほどいったように、チャレンジャーや9.11など、たくさんあります。イギリスの場合だと、例えば、イギリスでの大事件といえば狂牛病です。あれも、イギリスは2度目の委員会はEUに、全く独立した世界のグローバルなコミッションをお願いして

います。そこでは、だれがクリミナルであるとか、証人喚問しろというような提言は出しません。そういうことをするのは私たちもそうですけれども、そういう疑いがあれば、それは国会がやる仕事なんです。もし参考人としてだれも来ないといえぱちょっと困ったんですけど、今回はすべての方々が、参考人として来てくださいますといたら、喜んでかどうかわかりませんが、みんな来ていただいたので、そういうプロセスは必要じゃなかったということです。

したがって、もしするのであれば、それは立法府が証人喚問をして、議員さんがやる仕事だろうというふうに私どもも解釈していますし、そのような法律のたてつけになっているということです。それは何回も質問されましたけれども、私たちは、証人喚問するような権限は与えられていません。

「撤退問題」には決着つけた

質問 全面撤退問題は決着をつけられたのでしょうか。

宇田 我々の中では、決着をつけたと思っております。事実関係——これは例えばどういうことかという、東電のビデオ、あるいはその電話記録とか、それから当時、その周辺でかかわった第三者の方々等々に相当のヒアリングをかけております。したがって、今回の問題に関しては、どういふ話だったのかというのは、この調査の中では結論をつけてございます。

それ以上のものは、多分、我々自身としては何か必要だというふうには考えていない。いま黒川先生からあったように、もし国会の側でもっと必要だと思えば、そういうことは国会のほうでされるかもしれないけれども、調査としては必要ないと判断しております。

質問 いわゆる全面撤退か一部退避なのかという問題は、国会事故調の結論は、官邸のほうを取り間違っているんだというふうに判定されたと思うんですけども、ちょっと私は聞いていて不思議に思ったのは、これは東電のいうとおり、余分な人たちを一部退避させるならば、何も深夜に社長が経産大臣や官房長官に電話を何度もかけるような話ではなくて、別にそのままやっても何も非難を受けるような話ではないと思うんです。

しかし、そうじゃなかったのは、東電の現場はだれも全員撤退とっていなかったかもしれないけれども、清水社長は全面撤退を考えていたんじゃないかと思うんです。そういう問題が十分あると思うんですけども、そういう判定はしなかった理由がわからないのです。論点整理の段階とトーンが変わった印象があります。

黒川 普通はこういうことだと、ある程度まとまってきたところで中間報告みたいなものを出すんで

すけれども、私どもは6カ月でしたので、このような委員会は初めてということで、立ち上げに猛烈に苦労して、まとめる形がみえてくるのにも時間がかかりました。ですから、中間よりは、ある程度まとまったところで論点整理ということを出していただけた話で、最初からあれが全部の論点じゃなくて、それは一部の論点だという認識です。

したがって、本編を読んでいただけると、3月14日の夜から15日の朝にかけての、例えば東電の資料とか、どこからどこに電話がどのぐらいかかっているかというのは全部調べてあります。加えて、いろいろな方々が、この間にたくさん本やレポートとか——海外からもたくさんレポートが出ていますよね、この関係のものが。それもみんなじゃないですけども——かなり読ませていただきました。いろんなドキュメント、ルポ、それから新聞の特集、それがまた本になりということは大変に役に立ちます。だけれども、私どもの報告書は、ヒアリングから書いた部分もたくさんありますけれども、責任ある立場の人たちには実際に皆さんの前でしゃべっていただきこれを世界に発信しました。英語の同通もある。だから、私たちはだれかがいったことを私たちで選択しているわけではなくて、その人たちがどういう人なのかというのを世界にみてもらったうえで、その後で、その方たちへのヒアリングなど、いろいろ検証しています。ですから、たくさんヒアリングや資料がありますけれども、他の著作とは、違った視点でプレゼンテーションをしているというのが1つ。

あれはあくまでも途中の論点整理で、ファイナルレポートは、やはり論点として1つありますけれども、違ったサイドのものも、もちろん出ているというふうになっています。

質問 清水社長自身が全面撤退と間違えて、確信犯として思い込んでいたということはあるんですか。

宇田 それはない、と我々は判断しております。これは、東京電力において行われた議論、意思決定や判断。それから、その官邸側の受け取り方。このようなあたりというのを1つ1つ、それぞれの電話でどういうふうに考えていたのかということを検証しています。清水社長自身が電話することはそんなにないのではないかということについてですが、このような状況の中で最終的には現場の所長の判断ということになるかと思えます。最終的には本店ではだれを残すかということがわからないわけでごさいます、最終の、もし退避をするとしたらばどうかというようなことは現場サイドで決める。

もしそういうことをやるとしたら、どのような体制でやるのかというような議論があったということと、実際にそういう退避の決定をしたかという話は別問題でございます。

よく、東京電力の高橋明男フェローが、何か撤退だといったじゃないとか、そういうことをもってして撤退を考えていたとか、いろいろそういう議論は皆さんされるけれども、1つ1つビデオの検証、それから電話内容の検証、それからそれをそばにいた第三者の意見と検証ということを行っておりますので、それは本編のほうに書いてございます。我々としては、退避の決定を行ったという認定はしておりません。

ただし、清水社長は、明らかにこれは一部撤退であるから、というようないい方もしてない。寺坂前院長にいわせると、撤退だとは思わなかったけれども、むにゃむにゃいって、何をいっているのかよく要領を得なかった、といっている。で、むにゃむにゃしているというのは、いうことがはっきりしてない、というようなこともあったんだと思います。

ただ、官邸の側も、そのわからないときにどうして確認をしないのだろうか。要するに清水社長、海江田経済産業大臣とか関係した皆さんの意見を聞きまして、だれも全面撤退と聞いた人は、いない。議事録をみていただいてもそうなんです。ただ、清水社長からかかってきたので重たいものだったとか、そういうようなコメントになる。確認すればいいじゃないですかということです。なぜそこでとまるのか。

それからもう1つは、官邸の側では、もうわかっているから電話は受けないなんていう話の中で議論されています。でも、もし本当にそれでまずい状況だとしたら、電話を受けなかったらどういうことになるのかということ、だれか考えたんだろうか。むしろそういうことも問題だということ、議論しております。

つまり、ああいう状況の中で、それぞれこういうことが起きるといって、それがまた菅総理が日本を救った的な話にまで発展していってしまう。やはりもうちょっと冷静に1つ1つみていかなければいけないのではないかと、そういうことを申しあげています。

質問 2点、お聞きします。1つは、撤退問題です。報告書をざっと読ませていただきました。おそらく、東電のビデオ映像から字起こした内容だと思いますけれども、まあ頻繁に使われているんですが、ところが撤退問題については、その記録がすぼっとないんです。例えば高橋フェローがどういったというのが、具体的な言葉で出てこない。それはどういうことかなというふうに、まず疑問を感じました。撤退問題が非常に大きな問題だということは、この報告書で3回も4回も出てきているんです。ところが、その最も大事なテレビ会議の資料が、すぼっとそこから抜けている。そこは疑問ですので答えてほしい。

もう1つが、今回は、指揮命令系統がぐちゃぐちゃになったわけですがけれども、僕はその一番の原因は、原子力災害の現地対策本部じゃないかと思

う。そこが全く機能しなかった。いわゆる正規のルートがだめになって機能しなかったから結局、ドミノ倒しみたいに、官邸がじたばたしてしまったんじゃないかと。しかし、その現地対策本部の検証は、報告書では3ページぐらいしかない。例えば現地に行かなかった官僚が20から30人ぐらいかな、いるわけですがけれども、なぜ行かなかったかという検証もされていない。一番大事な現地対策本部がほとんど検証されていないというのも違和感があります。

宇田 まず1つは、そのビデオのところに、フォーマットは違いますけれども、時間軸で、すべて書いてあります。ただし、一部、音声が消えているところがございます。それで、その音声が消えているところについては、確認をするということ、先ほどいった電話の記録等々を使って確認をしたところ、それらを含めて報告書の本編のところには書いてあります。そういう理由でございます。

それから、もう1つの現地対策本部につきましては、これは、現地対策本部がなぜ機能しなかったのかということについては報告書に記述させていただいたつもりでございます。一部抜けがあるといわれれば、そういうところがあったかもしれませんけれども、明らかに検証をしています。現地対策本部が機能しなかった理由等々についても、かなり内容的には書いたつもりでございますので、ちょっとそこところは、読んでいただければいいのかなと思います。

質問 高橋フェローの言葉のところは、要するに、録音がなかったわけですね。

宇田 高橋フェローのところはありました。高橋フェローの発言に対しては、清水社長が、「いやいや、そういうことはまだ決まってないですよ」という、たしなめるような会話が合ったと覚えておりますので、そこところは、ビデオからとっております。

吉田所長からも聴取済み

質問 2点、ちょっとお聞きしたいことがあります。まず1点目、黒川委員長にお聞きしたい。今回の報告書では、アカデミーの存在についての考察がなされていないようなのですが、チャレンジャー事故を黒川委員長も挙げていますけれども、アメリカなどでは、必ずアカデミーの存在が前面に出てくるんですが、今回、こういったことはあまり調査報告に関してもなかったと記憶しております。日本では、アカデミーは不在であるのではないかと考えるぐらいなのですが、これについて、黒川委員長、どうお考えかということ。

もう1点。一番大事な人の直接聴取ができていないというのが非常に不満です。吉田昌郎前所長で

すね。病気ということで、多分、政府事故調からの聴取の内容をもらったというふうに聞いていますが。

黒川 アカデミーについてですが、アメリカでは、アカデミーというのはケメニーのことをいわれたのですか、いま。つまり、ナショナル・アカデミー・オブ・サイエンスというのが1863年にできて、その後にエンジニアリングが足されて、その後にメディスンが足されて、そこからナショナル・リサーチ・カウンスルがあります。そこに、いろんな議会や何か、こういう委員会をやりましょうということをお願いしてくるから、そういう名前になっているのかもしれないですけども。

私は前から、アカデミズムの縦割り構造には批判的です。学術会議の会長のときは、大分それをいいましたよ。「もっと社会へ」とか「陳情学者」とか。自分たちの業界に対してクリティカルなことをもっともっといって広げていかなくては社会への責任は果たせない。

だから、そういう意味では、お互いにさっきいったようなアメリカの原子力発電運転研究所(INPO)もそうですけれども、そういうことをやっていこうという人たちが出てくる、お互いに自分たちを向上させる努力がそれぞれのまず業界でなされてなければ始まらない、という話をしているだけです。今回の、例えば原子力の委員であれば、学術会議に第一次の候補者の「推薦をお願いします」みたいな話が出てくるのが普通だと思うのですけれども、そういうプロセスがいままでほとんど機能してないというところが、私は不満だなということを常にいっているわけです。みんな立場上そういうことはいいませんが、そういうプロセスをぜひ、日本の業界もそうですし、産業界も、ジャーナリズムも、お互いに世界の中でどれだけ自分たちが信頼されるグループなのかということをお互いに自覚し、恒常的に進めていくことが一番大事だと思っています。

立法府からこういうことが出たというのは、これは大事なプロセスですので、ぜひ皆様と、そのプロセスの意味を共有しながら、国民が、立法府が行政府をチェックするというのには非常に大事なプロセスだなという話が一步步進んでいくといいなあ、というのが一番のメッセージとして私は認識したということです。

宇田 吉田所長は直接ヒアリングをしております。委員長もしておりますし、私もしております。その内容につきましては、吉田所長ヒアリングということで、本編の中に、多分4カ所だと思えますけれども、かなりの引用をしております。

それから、先ほどおっしゃっていましたが、きのう私、ブリーフィングのときにもお話をしたんですけれども、政府の事故調でも随分ヒアリングをしています。そして、吉田所長のところにお伺いしたときにおっしゃっていただいたのは、

自分は政府事故調に大量のインタビューをされて、ヒアリングをされた。だから、入手をして読んでくれといわれました。

吉田所長にその場で了解をもらいました。最終的には吉田所長の膨大なヒアリングというの、政府事故調のほうからも出していただきました。それは、すべて目を通しました。我々が1時間半ぐらいだったと思いますけれども、直接聞いたことと、大きな齟齬(そご)がないということを確認のうえ、我々のインタビューのものを報告書に載せたということでございます。

立ち入り調査権を持つ組織の設置を

質問 東京電力、それから電事連、業界を38年間ウオッチしてきた者として、「規制の虜」についてだけちょっと質問したいと思います。

その前に、資料集と本編というのは、インターネットでダウンロードできるようにするだけでなく、ぜひこれを政府刊行物として刊行していただきたい。

「規制の虜」というのは、ぜひいっていただいてよかったですと思うのです。「規制の虜」にするために日本的な手練手管を使っているわけですね。1つは、金と人事とマスコミ対策、それから学界対策なんですけれども、金については政府献金をやめているんですが、実際は関連会社を通じてもやっていますし、それから個人献金は総務が集めてやっています。しかもボーナスに上乘せしている。それが現実なんですが、そういう対策を盛り込んでいるかどうか。

人事については、経産の天下り、それから高級官僚及び国会議員の子弟を、あるいはマスコミの子弟を東電に入れる。電力業界に入れる。こういうものも規制を提案していただかなければいかんと思うんですね。

それから、マスコミ対策では、テレビ会社の株、新聞社の株を電力会社は持っています。なおかつ、これは円滑な業務遂行のためといっているんですけれども、それも規制しなきゃいけない。

それから学界に対しても、お金丸抱えで、原子力安全委員会委員長、みんなお金をもらっているわけですね。だから、これも提言の中に具体的にに入れていただいて、国会で規制しなければいかん。そうしないと、組織的に「虜」をやめても、実際に日本的な手練手管でもってやっている。その辺はどういうふうにかかれていっているのでしょうか。

宇田 いまおっしゃったようなことは、特に書いてございません。お金でいくら払っているとか、それから子弟の問題とか、多分、本等々でもいろいろ書かれているところもあると思います。

我々が検証すべきところ、どこまでこの時間の中でできるかということで、主に事故に関係するところ、その規制する側が取り込まれた、それによってこの事故に直結したということを中心は今

回やっておりますので、それ以外で、相当いろんなことがあるんだろうなというふうには思いますけれども、それは直接タッチはしていません。

ただし、今回の提言4に書いたんですけれども、電気事業者のガバナンスを監視するような、立入調査権を持った組織というようなものを国会主導でつくったらどうだろうかというような提言はしております。

それはどういうことなのかというと、いま、ちょうどおっしゃっていただいたようなことも含めて、監視をする、あるいは立入調査をする、段ボールを持っていくというようなことがあるような組織があってもいいんじゃないかというようなことから申しあげています。ただ、我々としては事故調査のところに集中をしたと、こういうことでございます。

黒川 きのうのダウンロードの件は、すみません。きのうは、たくさん来るのはわかっていたので、2つ別のサイトも出しましたが、あまりにもダウンロードのリクエストが多かったのです。出版物については、これも国会初ですので、私たちの著作権は公的なものではなくていいんですけれども、どういふふうに出版するかというのも、私たちが決めることではなくて、一応、国会のほうにお願いしてあります。できればそういうふうになりたいと思っています。

このことは、国会議員にどんどん要望してください。それが一番いいと思います。

自治体が「虜」にならないためには？

質問 委員長にお伺いしたい。原子力行政の主役というのは、いわゆる規制官庁と、電力会社と、もう1つ、立地自治体、地方自治体があると思います。私が読んだ感想ですと、この福島県の事故対応の問題点というのを明確に記したというのも国会事故調の特徴ではないかと考えております。

それをみますと、いろいろ問題点が個別のものがありますけれども、いわゆる「虜」という関係の中で、立地自治体はどのように原子力行政に向き合ってくればよかったですでしょうか。また、「虜」の関係はいまでも続いております。もし日本のほかのところでは——想像したくありませんが——事故が起きた場合には、ほかの都道府県、市町村もいや応なく事故に巻き込まれます。今回の事故調の調査を通じて、立地自治体はどのように向き合っていけばいいのか、ということをお聞かせいただければと思います。

黒川 はい、ありがとうございます。これも、福島以後、たくさんこのことに関する書物が出てきております。そういう意味では、歴史的な背景もありまして、これなどは明らかに電源三法、そのようなことによって立地に対していろいろな条件が出てくるというような話になっていますね。

それが例えば、開沼博さんのような『「フクシマ」論』といった本とか、いろんな話で明らかになっています。私たちは、どこにフォーカスするかというのはかなり議論しておりますが、議論しなかったことは、こういうことをしませんでしたとはっきり書いてあります。

そういうわけで、これはおっしゃるとおりのことで、電源三法による地元には有利ないろんなお金をやる政府の強さ、それをどういふふうにはね返すのか。もうちょっと立地の範囲を広くするのか。もう1つ根本的なことは、1950年代から原子炉を入れるときに、日本とアメリカとの実力の差が圧倒的にありましたから、福島の第一原発はまるごとGEにつくってもらったという木川田一隆さんの話とか、いろいろ出ていますね。

そういう時代から地震の学問が進み、いろんなことをやった後に、世界もいろんな洪水とか地震とかテロがあって、この原子炉という、非常にエネルギーがすごく強いものをどうやって人が制御するかというのでみんな苦勞しているわけです。だから、それについて、常に起らないように起らないようにする方策を世界が共有し、整備してきているわけです。先進国、イギリスもフランスもアメリカも、スウェーデンなんかもそうですけれども、基本的に、もし起きたときにどうするかというのは、国民の安全が一番大事だということを法律の根本にしているわけです。

しかし、日本では、それがいままでなかったわけですよ。原子力基本法をみていればわかると思いますけれども、日本の「安全」は、あくまでも、原子炉の安全という意味なんです、あれは。だから、大事故は想定していないというわけで、今度の原子力基本法第2条は少し変わったと思いますけれども、国民の安全、つまり何か起きたときに、どうやってシビアアクシデントを防ぐのか、そのシビアアクシデントがあったときに、どうミニマイズするのか、どうやって住民を避難させるのか、というところから始まっているのに、立地指針そのものが、昔は、アメリカのものをそのまま入れて、日本に合うように、条件を変えてあるわけです。それを見直していないので、法改正が必要である、ということを入れている。そういうところを指摘しています。

質問 いま、委員長のおっしゃったように、この調査委員会は国会にあるわけですから、まず立法についていろいろ注文していただきたい。そうすると、原子力規制委員会法なるもの、それから原子力規制庁なるもの、そういったものが着々と進んでおりますけれども、それについて、委員会あるいは委員長として意見を述べる機会があったのでしょうか。あるいは、今後、そういうことについて意見をお述べになるのでしょうか。

黒川 これは国会ですから、国会に出す形は何なのかということはかなり考えて、このような形に

出させていただいているのです。この「7つの提言」について、きのうも、国会ができるだけこれを前向きに、常にこれをさらに実行しながらよくしていくという努力をたゆまずやってくださいといいましたが、国民の声が広がらないとなかなか国会議員はやらないかなというのものもある。もう1つ、私どもは皆さんを介して国民のそういうような気持ちを国会議員に届けてもらいたいと思っております。

司会 政府の立法措置に対する、何か機会はなかったんですね。

黒川 それはわかりませんが、私どもがいろんな原子力安全・保安院の方とか大臣とか、いろんな方をみていますから、おそらく政府はウオッチしています。そういうことからいうと、向こうが何か反応しながらいろんなことをやっているなあというのは直接検証したわけではありませんが、先へ先へと少し動いているなというのはわかりました。

民主主義のプロセス見せたい

司会 では最後、3人の質問をまとめて聞きますので答えていただきます。

質問 きんのブリーフィングで質問が出て、記者会見ではお答えがなかったのですが、この国会事故調にはいくらの予算がかかったか。つまり、その報告書は、それだけの重みのあるものというのを知りたい。

質問 やはり、この本編を読みたいのですが、どうしたら手に入るのでしょうか。

質問 菅首相からの聴取をピークとして、たくさん報道がこの国会事故調についてなされました。大変評価したものもあれば、もう一方、あんたたちは一体どういう立場なのだと、菅首相の揚げ足取りみたいな質問ばかりしているじゃないかという、そういう批評もありました。さまざまの報道とか評論に対しまして、いまマスコミとはこういうものかという一言があれば伺っておきたいと思えます。

黒川 予算ですけれども、いま、計算しているところですよ。それは私、まだ知りませんので、きのう返事しなかったのですが。

司会 おおよそというのはあるのですか。

黒川 ちょっと私、あまり捕捉していません。国会としては、14～15億の予算をつけたんだと思

います。初めてなことなので、いろんな計算から積算してこのぐらいのことをするだろうという人件費その他がありますが、それは非常に使いにくくなっておりまして、それは時々国会職員とやりましたけれども、最終的には、そのコストというのは出てくると思います。

司会 予算には満足されましたか？

黒川 金額より、プロセスなどがちょっとわからなかったですね。国会側も我々もお互いに初めてだったので、苦労しました。

2番目は、本編ですけれども、ウェブサイトダウンロードできるようになっていますが、きのうは突然アクセスがブローツとふえたので、ご迷惑をかけたと思います。しかも、これだけ分厚いので、それにもすごく時間がかかったと思います。

報告書の公表措置をとるのは議長ということに法律上なっているもので、今、この印刷物を何らかの格好で出版したいという話を国会側と行っております。きょうもたくさん事務局に電話がかかっておりますけれども、そういう方たちにも、私たちだけではなくて、できるだけ皆さんの地域の国会議員に電話をするなりして、これを出版するようにしてくれというふうにどんどんやってください、というふうにいつてあります。それが大事なプロセスだと思います。

3番目。菅首相その他についてのクリティカルなことは知っています。しかし、それはこの16カ月でたくさん出版物ができました。たくさん出版物が、いろいろ書いておりますけれども、それぞれが意味のあることだと思います。だけど、そのインタビューによるというのは、政府の聴取もそうですけれども、公開されていません。そうすると、書いた人の意図的なストーリーに沿っているということもあるので、私どもは菅首相とかそういう人たちに公開で話を聞きました。私たちは時間が限られた中で、しかも、私たちはそういう問かけのトレーニングを受けてるわけではないので、みんながわかっていることばかり聞いているんじゃないかという話は記者会見で随分いわれました。だけど、私たちは、あれを公開で、しかも英語でも出して、それにああいう人たちがどう返事をして、どんな表情をしたのかということをもてもらって、それを皆さんが評価してください、という意味で出している。私どものスキルとか、時間の制限からいうと、いろんな不満はあると思いますけれども、少なくとも皆さんがどう思うか世界に公開していることがすごく大事なプロセスだと思ってやりました。

司会 はい、ありがとうございます。以上で質疑は終わります。黒川委員長、何か一言、おっしゃりたい話があるようで、どうぞ。

黒川 ジャーナリズムの皆さんに来ていただいて、本当にありがとうございました。

去年の1年前もそうですけれども、ぜひメディアの方々が、国会における憲政史上初の調査委員会というものは一体何だったのか、その結果はどういうふう to 評価されるのか、これをメディアとして国民の間で共有していただきたい。この提言の7つが一步一步立法府で確実に実行されるようになって欲しい。立法府として、やはり行政府その他についての監査なり、そのチェックをできるような三権分立のデモクラシーの機能を強化してい

ってほしい。そのプロセスを世界にみせることこそが私たちの役割だったのではないかと思います。ぜひ国内の民意についても、そういうことを広げていただければ本当に幸せだと思いますし、私どもがこの半年でやってきたことの1つの成果として評価されるかなと思っております。よろしくお願いたします。ありがとうございました。

司会 ちなみに、揮毫していただいたのは、「新しい日本への第一歩」というお言葉でした。きょうはこれで終わらせていただきます。